

第2回 安城市選挙管理委員会会議録

日 時 平成29年6月1日(木) 午前8時54分から午前9時39分まで
場 所 安城市役所本庁舎2階行政委員会室
出席者 全委員出席

会議録

- 1 あいさつ 植村委員長
- 2 公職選挙法改正の内容について

3 議事

議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について

今回抹消者数	男	4人	女	4人	計	8人
6月1日現在登録者数	男	66人	女	54人	計	120人

全委員承認

議案第7号 永久選挙人名簿の定時登録について

議案第8号 永久選挙人名簿の登録の抹消について

議案第9号 各種の直接請求を行う場合に署名が必要な選挙権を有する者の数について

今回新規登録者数	男	1,044人	女	754人	計	1,798人
今回随時抹消者数	男	978人	女	620人	計	1,598人
6月1日現在登録者数	男	75,447人	女	71,689人	計	147,136人
前回登録日(3月2日)比	200人増					
直接請求に必要な署名数	50分の1 : 2,943人		6分の1 : 24,523人		3分の1 : 49,046人	

全委員承認

議案第10号 平成28年度における永久選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

永久選挙人名簿閲覧数 9件

在外選挙人名簿閲覧数 0件

全委員承認

議案第11号 安城市公職選挙管理規程の一部改正について

(1) 改正の概要

ア 第7条の3第1項

在外選挙人名簿の抄本を作成する基準日を、これまでは在外選挙人名簿の縦覧開始の日としていたが、公職選挙法の改正により在外選挙人名簿の縦覧が廃止されたため、当該基準日を在外選挙人名簿に対する異議

申出が可能となる日に改めるべく安城市公職選挙管理規程を改正するもの。

イ 第7条の3第2項第2号

在外選挙人名簿に対する異議の申出の根拠として引用する公職選挙法の条文について、これまでは準用規定であったものが直接規定されるようになったため、規程で法律を引用する文中の準用部分を削るべく安城市公職選挙管理規程を改正するもの。

(2) 施行日 公布の日から施行する。

全委員承認

議案第12号 安城土地改良区総代会総代総選挙の管理執行について

議案第12号 管理執行計画により選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者及び選挙立会人の選任について説明。

全委員承認

4 その他（今後の予定）

(1) 選挙管理委員会

平成29年9月1日（金）午前9時 市役所本庁舎2階行政委員会室
永久選挙人名簿の定時登録について

(2) 安城土地改良区総代会総代総選挙

ア 選挙会

(ア) 日時 平成29年6月19日(月)

a 有投票の場合 午後4時から

b 無投票の場合 午前10時から

(イ) 場所 安城市役所本庁舎3階大会議室

イ 当選証書付与式

(ア) 日時 平成29年6月20日(火) 午後2時

(イ) 場所 安城市文化センター3階大会議室